

更生保護のあり方を考える有識者会議 第3回会議

日時 平成17年9月7日(水) 自 午後3時04分
至 午後6時26分
場所 検察庁20階最高検大会議室

〔報道関係者入室〕

野沢座長 お待たせをいたしました。少し時間が遅れておりますが、ただ今から更生保護のあり方を考える有識者会議の第3回会議を開催したいと思います。

先ほど委員の皆様方には、東京保護観察所を御視察いただきまして、保護司さんたちとの意見交換も有意義に行われたと思っておりますが、今日は前回に引き続きまして、現場で御苦労をいただいております皆様からお話を伺いながら、御一緒に考えてまいりたいと思っております。今日は3名の方においでいただいております。お話を伺いました後、本会議の設置の契機となりました重大再犯事犯につきまして、事務局から説明をいただくことを予定しております。

今日の進行といたしましては、約1時間半をかけてボランティアの皆様のお話を伺いまして、その後事務局からの説明を伺います。ヒアリングにつきましては、前回同様、最初20分ずつほど御説明をいただき、これに対して委員の方からの質疑をそれぞれ10分ずつくらい行うということで、合計1時間半を予定しております。

なお、本日もヒアリングに限定し、カメラによる撮影はなしということでマスコミの方々に傍聴していただきますので、御了解をお願いしたいと思います。

それでは議事に入りたいと思っておりますが、本日御説明をいただく方々を御紹介いたします。

新宿区更生保護女性会会長の坂本悠紀子様、どうぞよろしく申し上げます。

それから、八王子地区BBS会会長の高橋あすか様。

千葉県内で協力雇用主をされております木村操様。今日はお越しいただきありがとうございました。

1. 更生保護関係者からのヒアリング

それでは最初に、坂本悠紀子さんから、更生保護女性会の活動内容などについてお話しただければ幸いです。よろしく申し上げます。

坂本氏 座ったままでよろしいのでしょうか。申し訳ございません。

野沢座長 かけたままやってください。

坂本氏 坂本でございます。新宿区で更生保護女性会という、日本に約20万人の会員を持っておりまして、更生保護ボランティアという活動を行っております。私たち新宿区は、東京都の連盟の中の一地区でございますが、会員数350人で活動しております。

ここに御用意いただきました更生保護女性会のしおりがございまして、この中に更生保護女性会綱領というものがございまして、この綱領に従っての活動が一応基本となっております。私たちは、自分たちも磨かなければいけないということ、更生保護のボランティアであるとい

うこと、それから、地域のために何か役に立つということで、喜ばしい未来を求めて活動していけるという自信を持って活動しております。

レジュメの方に簡単に活動の御報告を書かせていただいております。更生保護女性会は、保護観察所からいろいろな援助をいただいております。各都道府県ごとに連盟を組織していますが、連盟が同じ目標に従って活動するためには、保護観察所の御援助をいただくことが必要となっております。大きな活動場所として、更生保護施設というものがありますし、それから少年院というものもあります。刑務所というものもあります。そういうところに会員が見学に参りまして、そして、自分たちが活動する上で、対象者がどういう環境の中で生活しているのか、彼らが社会に復帰したときに、私たちにお手伝いできる部分があるのかを見るために、そういうところの見学を年1回ないし2回行っております。その設定や準備は保護観察所の方をお願いして、活動しております。

新宿の場合、活動を始めましてもう45年になります。ですけれども、今までは地域を挙げて大きな活動をするというよりも、法務省の中で決められた目標というものがあまして、“社会を明るくする運動”とか、保護司さんと一緒にする活動、それから自分たちの自主勉強会、そういうものを細々とやってまいりました。ただ、平成13年に東京更生保護女性連盟では、子育て支援の本を作ろうということになりまして、私たちの活動が活発化する一因となっております。この本を作るために、全33地区で、お母さんたちからの質問はということが多いか、どういうことに困っているかということを全部質問形式で出してもらいまして、クエスチョン・アンド・アンサーという形で本が成り立っております。

この本を作るために、各地区でどういうところを勉強し、どういう協力ができるかということで、新宿に与えられたテーマというのがあるのですが、この本は、新宿に与えられたテーマについて質疑応答をまとめたものです。これを作るために、各地域の幼稚園とか子育てをしている方々の意見をたくさんいただきました。そのため、自分たちが担当した分は、作ったものをみんな答えをいただいたところに配布しております。小さい子供を育てるお母さんたちがどういうふうに悩んでいるか、どういうところに協力を求めているかということ、そういうところから地道にリサーチいたしました。それでこういうアンケートを作りました。アンケートをとった限りは、この結果をアンケートをいただいた幼稚園、保育園全部に回答としてお配りしております。

これで分かったことの一つには、自分の子供が幸せかどうかというテーマについて聞きましたときに、「不幸せだと思う」と断言しているお母さんの意見が5%ありました。それ以上に気になったことは、「子育てに困っている」という中で、新宿区の場合、父子家庭が結構多かったということです。父子家庭がどのように地域に結び付いて活動していけるかということを探索していても、どこへ尋ねていいかが、お勤めしているお父さんたちに分からないということがありました。そういうことから、私たちは、いろいろな勉強会をするためにも、子供を育てている保護者というか、今はお父さん、お母さんだけではなく、保護者という呼び方で私たちは呼んでおりますが、その人たちのお手伝いができることを目標にしている部分が三分の一ございます。

そのほかに、私たちの活動場所としては、更生保護施設という、刑務所から帰ってきた方、それから刑務所には入らなかったけれどもある条件を満たす方が生活している施設がありますが、そういうところへ行って、社会に帰ってきたときに困らないように、いろいろな交流を持

っております。長期間刑務所にいる方というのは、もう15年とか17年とかという方もありまして、自分で健全な食生活をすることというのが難しいケースが結構ありました。それで更生保護施設からの相談を得て、私たち更生保護女性会の幾つかのグループが協力して、更生保護施設へお料理の講習をしに行っております。それは、そこに帰住している方たちと更生保護女性会とが共同でメニューを決めて、独立したときにどういうことをして食生活が成り立っていくかという料理の講習会が一つ。それから、そういう方たちは家族に飢えているということがあって、世間では今どんなことがはやっているとか、家庭でどういうことに悩みがあるとか、つまらない、どこの家庭にも転がっているような問題のお話し合いをする時間を持っております。また、更生保護施設のクリスマス会には、私たちの会員が何人かこぞって毎回お手伝いに行っております。ボランティアに行く方たちは、会員歴が10年以上とか、ある程度秘密が守れるとか、そういうことがきちんと分かっている方を推薦しております。お手伝いの中にはお料理もありますし、お布団の修理もありますし、衣類の補修ということもございます。

そのほかに、保護司会と共同で行う犯罪予防活動というのがございます。更生保護女性会の活動の中で、表に出て活動をするのは、この犯罪予防活動が大きなものです。年に1回あります“社会を明るくする運動”は、7月がその強調月間になっておりますが、新宿では7月、8月を強調月間として活動しております。そのときに、新宿区ではパレードを行います。そのパレードに今年は650人の参加者を得ました。地域の各団体、それから小学校、また、警察の交通安全少年団や消防署の消防少年団などと一緒にパレードを行っております。日ごろから警察や消防署などの外郭団体とも、そういう機会を持って連携して活動しております。

ここに書いてありますことは、後で読んでいただければ分かりますので、私たちが今、一番力を入れていることをお話しします。新宿には歌舞伎町がございますが、今から3年前に新宿区の更生保護女性会はここに鑑札をもらい、薬物乱用防止指導員にさせていただいております。これは東京都の認可でございます。そして、東京都の保健衛生局で講習会を受けて、いろいろなところ、例えば薬物乱用で入院する場合は精神病院であるとか、薬物の流通を見るときには税関であるとか、それからまた、少年院とか少年鑑別所などに収容されている子供たちの生活を見学したり慰問したりということが関連してまいりますので、この薬物の成り立ち、流れ、それから子供たちがどういう理由でそれに染まったか、そして、どうやってそれからの立ち直りを求めるかということについて、BBSという団体と共同で活動しております。

私たちは、薬物乱用防止活動をするときに、大きな講演会を催しました。それは、少年の問題を扱っている弁護士さんに来ていただきまして、こういうことが危険の始まりですということをお話していただいたにもかかわらず、問題になりそうな家族はほとんど見えず、ごくごく健全な家族だけが参加してくださったのです。会場は満員になりましたけれども、私たちは大変物足りない思いをいたしました。反省会をした結果、そういう子供たちが来ないのならば、こちらから出向いていこうということで、新宿区内の中学校全校に協力を求めて、校長先生に直談判に行きました。歌舞伎町が近いから薬物に染まるということ、自分で阻止できるような考えを子供たちに持たせるために勉強会をしたいので協力してほしいと、そういう時間をとってもらえないかということで各中学校に伺いました。そして行ったアンケートの結果を、ここに一部だけ持ってまいりました。これには子供たちの率直な意見があります。警察が行った講演と違うのは、この質問の中に「薬物を使った人を知っていますか」という項目があります。大体どこの学校でも、15人から20人ぐらいは、その学校、すなわち、区立の中学校で薬物

を使った子供を知っている，薬物を使っている人を知っているという答えが返ってきています。一般の子供たちは，薬がどんなに怖いか，心が蝕まれるだけではなくて，体ももう復帰できないような状況になるということ，私たちの講演会で知ったという意見を随分たくさんいただいております。警察が講演会を毎年実施しているにもかかわらず，私たちの講演でそういうふう感じたということは，地域のおばさん，おじさんが話しに来ている場でこうしたことを言ったからといって，すぐに捕まることはないということなのでしょう。とても正直な感想をいただけたと思っています。

私たちはこれを力にして，今年も出前活動を継続事業としてやっております。私たちの活動は，2年ごとに目標を変えております。それは会の活動がマンネリ化する可能性があるので，ちょっとずつでも世の中の状況に合ったように変えて活動しております。そのために，いろいろな社会資源を活用しております。私たちの会員は350人とさっき申し上げました。1人当たりの年会費が1,000円です。1年間に集める会費が35万円。その中から1割を連盟の方に出して，連盟の活動費として使っていただいております。そして，あと1割を，先ほど皆さんに配っていただきましたが，会員になっていただくときに配るこの本に使います。この本が，100円しております。それで2割は飛んでしまいます。ですから，私たちの活動のうち，こういうものは全部手作りです。この用紙は全部，本屋さんの下請けのお店から切れ端をもらってきて，私たちが裁断して，私たちが色紙をもらってきて，ワープロやパソコンで印刷をして，それをただコピーして作ったものです。ですから，皆様方から考えたら随分と幼稚なものをお思いになるかもしれませんが，これは1,000冊作っても数千円という費用しかかかっておりません。自分たちの活動資金にお金を使うため，こういうものにはほとんどお金を使わないで活動しているのが実情です。

私たちの活動をこれからも続けていくためには，地域のいろいろな団体との連携ということをお重要視しております。私たちの今年の活動は，小さい子供たちがこういうふうなコンサートに参加することによって，お母さんがどこへ相談を持っていったらいいかという窓口になればと思います。インターネットだとか子育て支援の手引書，今日お配りしているものに連絡先があります。年間4件から12件の自殺の希望者があるという連絡が入っております。そういうことを一つでもなくすように，私たちの小さな会でも，役所と，それから，そういう悩みのある方とのクッションになればと思って活動しております。

どうもありがとうございました。

野沢座長 今の御説明につきまして，先生方から御質問，あるいは御意見がございますでしょうか。

堀野委員 坂本さん御自身は，どういう動機でこのボランティア活動をお始めになったのでしょうか。ちょっと個人的なことをお伺いしてすみませんけれども。

坂本氏 個人的なことで誠に恐縮です。私は，母が保護司をしておりました。ですから，小さいときから訳の分からない方が来て，一週間とか一か月とか泊まっていて，朝起きたら庭掃除をしているという環境で育ちました。

また，中学生のときに，ヘレン・ケラーが学校へ二度見えました。私は疑い深いので，あの人が本当に聞こえないのかどうかを確認しないまま，半分そばにいる方の考えではないかという悪い気持ちでおりました。でも，二度目にいらしたときに，私たちが生けた花を覚えていらっやいました。「ユリの香りのした学校は，ここがすばらしかった」と言われました。私が

山で摘んできたヤマユリでした。それで、やはりヘレン・ケラーは本当に盲・聾・啞であって、それでもこれだけ世界の人を動かしているんだと思いました。小さい力でも手伝えることはと
考え、Y M C Aの身体障害者の子供の育成から始まって今になっております。

堀野委員 ありがとうございます。

野沢座長 歌舞伎町について、このごろ大分東京都の方の協力もあり、それから法務省もあ
そこに出張所をつくって、少しきれいにしようということやっておりますが、何かその辺で
多少の効果というか、変化を感じられるところはございますでしょうか。

坂本氏 私たちが活動を始めた薬物乱用について言えば、27軒あった売り場が今、7軒に
減っています。6月30日に新宿警察署の方に聞きましたら、あと2軒はつぶれそうだとい
うことです。しかし、心を痛めているのは、その人たちが全く消滅したのではなくて、歌舞伎町
から別な場所に移動しているということです。しかし、少なくとも歌舞伎町は浄化されている
と思います。

野沢座長 引き続き努力して、それをゼロにするということが、これから必要になると思
いますね。

坂本氏 そうですね。区長と一緒にやっているのですけれども、余りうるさく言った
から、私たちも回るとおっしゃって、本気で区長が回り出したのですよ。それにはすごく驚
いたんです。私たちが補導に回ると言ったときは、更生保護女性会の会員は女性ですので、危
ないということでまず阻止されました。それで仕方がないので、薬物乱用の方で知り合った薬物
乱用防止協議会というのがあるのですが、その方たちと新宿警察署の方たちと一緒に補導に回
りました。女だけで回ってもし事故があったら、これまた問題だと思いましたので。

野沢座長 もう一息ですね。

坂本氏 少し頑張って、少なくとも売り場だけでもなくなることを願っております。家族で
昼間も、せめて午後8時ごろまでは歩けるような街にしたいと願っております。

野沢座長 御苦労さまです。

ほかにいかがですか。

榊井委員 先ほど、お母さんが保護司というお話も伺いまして、大変感銘を受けました。さ
らにちょっとお伺いしたいのですが、更生保護女性会は、保護司の方のサポートというのも非
常に大きな仕事ですよ。

坂本氏 本来はそういうことなのですが、新宿の場合は今やっと歩み寄ったというところ
です。

榊井委員 それはどのようなことなのでしょう。

坂本氏 私は保護司になって28年になるのですが、私が保護司になった当時は、区役所
中で会議をする場所とかを優先的に借りられたのですが、いろいろな宗教の方が保護司さん
になられて会長になられたときに、その中で宗教的な活動が見られたものですから、区から排斥
され、保護司活動がちょっと停滞した時期がございました。それで、ほかの地区は本当に保護
司さんと連携をとってやっておりますが、新宿の場合は、連携をとってやってきているのはこ
の4年ぐらいです。ただ、連携をとっているといっても、“社会を明るくする運動”だけで、
私たちのやっていますふだんの勉強会には、このごろになってやっと保護司さんが参加してく
ださっております。そして、例えば大きな行事をするときのお金は、私たちは全部自己資金で
やっておりましたのに、3万円とか5万円の寄附というか協力金をくださるようになりました。

それは、この4年間のことです。ですから少しは助かっています。あとは、人的なサポートも最近が増えてきました。ですから、例えば、「子供のキッズコンサートのときのヘリウムガスを入れる役目は、保護司会にお願いします」と言ったら「オーケー」ということで、そういう活動にまで近年協力がいただけるようになってまいりました。

梶井委員 そのきっかけというのは、近年、何かあったのでしょうか。

坂本氏 活動するときに、こちらからくどく保護司さんを巻き込むという形をとってきました。保護司は更生保護女性会の協力会員に必ずなるわけです。それで連絡が保護司に一方的に行っているだけだったのですが、このところは、保護司から返事をもらうようにしたのです。そして、どの活動にも必ず報告書を作ることにして、来た人数も全部書いて報告書を持っていくことにしたのです。おたくは何人出てくださいました、ここの会は何人出ています、役所は何人出ましたということ、嫌みではないけれども必ず報告して、すごく増えましたということ、を大げさに喜んで報告するようになってから、やはり3人ではまずいよなということで7人になり、10人になりというふうに、活動に協力してくださる方が増えてきています。どこの会に対しても報告書を出して、この前より2人増えましたということ、を大げさに報告しております。

金平座長代理 私も更生保護女性会の会員なものですから、補足ではありませんが、ちょっと委員の方たちに聞いていただきたいと思います。

報告者の坂本さんは、保護司歴20数年で、しかも、更生保護女性会の会員です。私はうかつにも、更生保護女性会の会員20万人の中で、何名が保護司かということを実は把握していないのです。これは今後、是非把握しようと思っております。私の感じでは、1割か2割、もっとかそれぐらいかなと思っておりますが。会員は、地元を根をおろして活動していますから、どうしてもそこから保護司に選ばれる人が出てきます。先ほどの視察で保護観察所の方から報告があったときにも、女性の保護司の方が、自分はこの更生保護女性会の会員であって保護司をやっている、更生保護女性会の会員の中から保護司の推薦も少しするというふうなことをおっしゃっておいりました。保護司は法的な身分を持っていますが、更生保護女性会は全くのボランティアでございます。保護観察所の活動、また保護司の活動というふうなものを周辺的に協力する中から保護司になる人もいるという、こういうことを一つ知っていただきたいと思っております。

それから、保護司と更生保護女性会の会員の一番違うところは、更生保護女性会の会員は絶対に対象者に直接タッチしないということです。これは原則にしています。各地域で更生保護女性会が発足してから、今はもう40年、50年という年月がたっておりますけれども、これは鉄則になっております。ただ、刑務所や少年院を出て社会復帰するまでの間に、家族が迎えて、そのまま社会復帰できる場合もありますが、更生保護施設を通す場合、また保護観察を通す場合、どうしても長年刑務所などにいらっしゃった方たちは、復帰にいろいろな困難が伴います。日本が非常に貧しかったころは、刑務所に何年もいて出てくると衣類がなくて、途端に非常に困るので、古着をたくさん集めてほしいという御要望が更生保護女性会にあったそうです。ですから、更生保護女性会の会員が古着を集めて更生保護施設に届けるということ、非常に積極的にやっていた時期があります。しかし、物が乏しい時代から豊かな時代になってきますと、今は古着では社会復帰はなかなかできないわけでございます。それからまた、衣類も安く手に入るようになりまして、今はお金の方がもっといいという時代になるので、古着

集めの活動は当然ながらほとんど姿を消しました。

その一つの時代を背景にしたものとして、坂本さんが述べたように、長年刑務所で生活をした後、社会復帰するためには、特に家族が受け入れられない場合、一人で部屋を借りて独立していかなくてはならない。けれども、何しろ料理を作ったことがない、どうやって物を買うのか分からないということで、保護観察所や更生保護施設からの御要請があって実施しているのが料理教室です。一般に男性よりも女性の方が断然料理はうまいと思いますので、主婦の社会参加活動としては非常に喜ばれて、そして、先ほど坂本さんも言ったように活動する側も充実感が得られるという形です。こういうふうに、更生保護女性会の活動は、社会復帰をする方たちを直接対象とするのではなくて、その周辺で協力するということが原則ですけれども、時代とともに活動の内容は変わってきているとお考えいただいた方がいいかと思います。

それからもう一つ、更生保護女性会は地域の中で活動するということが初めから条件というか、地域の女性たちが活動しておりますから、地域との関係が非常に密接でございます。私も地域を耕すという言葉を使っておりますけれども、社会復帰するときに、地域の中で「更生保護」を知っていただくためには、更生保護女性会の会員が犯罪予防活動というものをやります。犯罪予防という言葉は非常に抽象的であいまいでございますが、その中身、具体的な活動としては、地域地域によってそれぞれ特徴のある犯罪予防活動になっているかと思えます。

その中の一つ、新宿というのは、御存じのように、何しろ非常に怖いお兄さんもいらっしやるところでございまして、私が坂本さんから聞いた範囲では、最初に更生保護女性会として地域に目を向けて見たところ、地域に子供がたくさん夜中までいた。その子供の横で薬を売っていた。これが新宿の環境だということに、新宿の更生保護女性会が、これは自分たちにできるかなというところで薬物との関係を非常に深めたということがございます。

ちょっと補足的なことでもございましたけれども、地域性というものが非常に強いということ、それから、地域のほかの団体と結び付きながら実施する活動が多いということだけ、説明させていただきました。ありがとうございました。

本江委員 時間がないようですので、一言だけお尋ねしたいと思います。

非常に貴重な御報告、ありがとうございました。今、全国的に地域社会がどんどん希薄になっていっているということをよく聞くのですけれども、そういう中で、大都会の東京の、しかも真ん中の新宿で、そういう地域活動をこのように具体的にやっておられるということは、私も御報告を聞いて初めて知ったわけなのですが、一つお聞きしたいのは、犯罪予防活動とか子育て支援とか、薬物に対する対策とか、今いろいろ御報告がありましたけれども、御報告のあったことが大体全国の更生保護女性会の皆さんのやっておられることだと理解していいのでしょうか。それから、まだほかの県、あるいは地域ではこういうこともやっているというようなことは、何かおありでしょうか。

坂本氏 日本全国の会員が集まる勉強会に出席しましたときに、活動内容の発表として金平先生がお選びになった地域は、都会、漁村、農村、それから山村です。そういう地域性の違うところの会の発表を聞かせていただきました。やっていることが全く違います。毎日のように更生保護女性会の新聞を作って配っている地域もあります。隣の人が何をしているか、病気になったか、だれがどこへ就職したのかまで全部知っている地域もあります。新宿は不可能です。ですから、地域差というのはかなり全国では違うと思います。新宿では歌舞伎町があって、危険を感じてやっていることが、全く漁村では考えられない。

そして漁村では、今、漁村の町まで来ないで船内で魚を冷凍にしてしまうから、漁村の仕事がなくなったそうです。そのため、大きいスーパーマーケットができたから、漁村にもかかわらず万引きが横行して、そちらの対応に大変だという地域もございました。ですから、更生保護女性会の活動は地域によってまるで違うけれども、基本になっているのはこの綱領なのです。綱領を基本に、みんなが統一して、自分たちを高めるために、そして人にも優しくできるように、そして犯罪予防になるようにという大きな柱を持って活動する、それだけは共通していると思っております。

野沢座長 坂本さん、どうもありがとうございました。

それでは、時間もございませんので、続きまして高橋さんからBBSのお話などをお聞かせいただきたいと思っております。

高橋氏 私は、八王子BBS会会長の高橋あすかと申します。よろしくお願ひいたします。

では、お手元にある資料に沿ってお話したいと思っております。

まず、BBSとは、こちらにある資料のとおり、Big Brothers and Sisters Movement、すなわち、BBS運動で活動しているボランティアで、「大きいお兄さん、お姉さん」として、非行少年や不登校など何らかの悩みを抱えている少年と同じ目の高さで接して、彼らが成長していくのを手助けしているボランティアです。

次に、私たちの活動についてお話ししますが、これは私が所属している八王子BBS会の活動について書いたものです。

一つは、ともだち活動です。これは基本的に、少年とBBS会員とが一對一で行っています。内容としては、高校受験や高卒認定試験のための家庭教師、又は話し相手や相談相手、遊び相手として活動しています。活動する際に、突然会って「ともだち活動だから友達になって」と言われてもなれるわけがないので、私たちも焦らずに、信頼関係を築いていくことから始めます。家庭教師の場合は、勉強を見ながら自分の話をしたりその子の話を聞いたり、そうでない場合には、ゲームをしたり料理をしたりという、一緒に何か作業をする中で話をして関係を深めています。

依頼元としては、保護観察所からとそれ以外の機関からとの大きく二つに分けられます。保護観察所から依頼される場合は、保護観察中の少年です。そのほかの依頼先として、スクールカウンセラー、被害者支援都民センター、保護司さん、これは地域の人として保護司さんから依頼を受けています。スクールカウンセラーからの依頼については、不登校の少年や保健室登校の少年の話し相手をしたり、あるいは遅れている勉強を見たりしています。親や先生、カウンセラー、友達とは違うもう一人の存在であるBBS会員が近くにいることで、少年たちの不安定な心を落ち着かせる助けになっているということをカウンセラーの方から言っていたので、私たちもそういう存在でいたいなと思いながら日々活動しています。

保護観察はついていないのですが、不登校の少年の近くに住んでいる保護司さんが依頼してくださったケースもあります。それは、最初是不登校の少年とBBS会員が一對一で行っていたのですが、後ほどお話しする当会の主催事業である親子ふれあい工作教室という、風づくりにその少年が参加してくれまして、それをきっかけにほかのBBS会員とも親しくなっていて、現在は複数のBBS会員と一緒に八王子市内を散策したり農業体験をしたりという活動をしています。私も親子ふれあい工作教室のとき、去年の12月に初めて会ったのですが、そのときは今一緒に活動しているときと表情が全然違っていました。前はすごく暗い、何かつ

まらなそうな顔をしていたのですけれども、今は少なくとも私たちと会っているときは笑顔で楽しそうにしてくれています。

次に、更生保護施設での活動についてお話しします。これは、八王子にある女子少年の更生保護施設、紫翠苑で生活している女の子たちとの活動です。活動には、グループワークとパソコン教室があります。グループワークは月に1回程度、季節に合った内容の活動をしています。具体的には、今年は既にタケノコ掘りなどをしまして、今後はナシ狩りなども予定しています。以前にはもちつきをしたり、パレンタインの時期にはチョコレート作りをしたりしています。また、パソコン教室は、昨年度は10月から3月までの間行いました。このように、BBS会員らと彼女たちが一緒に体験活動をしながらか余暇を過ごすということで、彼女たちが社会性を形成していく助けになればと思っています。

次に、少年院訪問活動があります。私たちは、八王子市にある多摩少年院の行事に出席、参加しています。8月には盆踊り大会がありまして、一緒に盆踊りを踊りました。9月には運動会があります。その運動会では、保護者が来ていない少年たちと一緒に昼食をとるなどしています。また、クリスマス演劇祭があって、その際には幕間にBBS会員がゲームを行っています。このほか、剣道大会を観戦したり、収穫祭へも参加しています。このように少年院の行事に参加するということが、「私たちは君たちを応援している」ということを少年たちに少しでも伝えられたらと思っています。

次に、当会主催事業についてお話しします。主催事業としては、親子ふれあい工作教室～凧づくり・凧あげ～と、さがしてクッキングの二つがあります。

凧づくりの方ですが、これは地域の小学生、中学生と、その保護者を対象に行っていて、保護観察中の少年を対象にしているわけではありません。しかし、私たちBBSが協力している更生保護というものは、地域があって、そこで生活している人たちを中心に展開しているものだと考えていますし、子供たちもその地域で育っているわけですので、こういう地域に根差した活動というのがとても必要で大事だと考えています。

この工作教室を始めたのは、10年前に当会で主催した「地域社会と少年非行」というシンポジウムがきっかけです。親子の触れ合いが少なくなっていて、親子のきずなや地域の連帯感というものが薄れてきている。そういうことが、少年非行を生み出している要因の一つだろうということが分かりました。そこでBBSは何ができるかということを考えてときに、親子が触れ合える場所、地域が連帯できるような場所を提供しようということで、10年間こうして凧づくりを行っています。このように、子供と親と一緒に凧づくりという体験活動をするこことや、BBS、保護司さん、地域の方、凧づくりの名人といった様々な年代の人たちと、親も子も出合って交流していくということが子供たちの心を豊かにして、親子のきずなを深めたり、地域の連帯感を深めたりということにもなっています。また、これは広い意味での非行防止活動にもなると考えています。

しかも、一昨年は試験観察中の少年が、昨年は保護観察中の少年と先ほど話した不登校の少年が、BBSと一緒にスタッフとして活動してくれました。準備から片付けまで私たちと一緒に動いてくれて、少年たち自身も私たちとの違いを感じることなく動いてくれたと思います。初めは消極的な子もいましたが、実際に始まって自分の役割があって、そのために一生懸命動いていると、人のために役立っているという気持ちが芽生えてくるのか、とても楽しそうに活動していました。実際にこれは毎年二か所で行っているのですけれども、一か所目に参加して

くれると、二か所目は自分から参加したいと、押しつけられているわけではなくて自主的に言ってくれるようになりました。こういう活動は、少年たちの社会参加活動の一環にもなっていると思っています。

また、この親子ふれあい工作教室は、毎年同じ小学校をお借りしているわけではなくて、異なる小学校で行っています。現在では、お借りする小学校の先生方も、この工作教室の趣旨やBBSの活動に賛同して下さって会場も快く貸して下さいますが、1回目を開催するときは、場所を借りるだけでも非常に苦労したということをお聞きしております。10年間こうして途切れることなく継続的に活動していくということで、地域と学校との連携が深まったり、関係機関や団体とのネットワークが広がっていていると感じています。その結果、地域において理解者や支援者も増えているのではないかと考えています。

もう一つの主催事業が、さがしてクッキングです。これは、保護観察中の少年と保護司さん、保護観察官、BBS会員が一つのグループになって、レシピを見ないで料理をつくり、それを一緒に味わうという内容です。料理を通してお互いに交流するというだけではなくて、少年は大人から知識を学んで、年長者の方は少年の感性に触れる機会にしたいと考えています。また、食材を大切に作る心や料理を作ってくれる人への感謝の気持ちというものが芽生えることも期待しています。今年度は2回目になりますので、去年の内容に加えて農業体験を実施して、自分たちが育てて手をかけた野菜を使うということを計画しています。

昨年は、この事業に保護観察中の少年が2名参加してくれたのですが、初めはやはり硬い表情で、ちょっとつまらなそうな感じにも見えたのですが、料理をしているうちに笑顔が出てきて、最後は楽しかったという感想ももらいました。この企画に参加してくれた少年のうち一人は、この後に正社員として仕事を始めたということをお聞きしましたし、もう一人の少年は、私たち大学生のBBSに出会ったということで、自分も大学を目指したいと勉強を始めたという話を、保護観察官と保護司さんのお二人からお聞きしました。このように、私たちの活動が、少年たちの生活がいい方向へ変わるきっかけになったということをお聞きして、本当に身をもって実感できたので、とてもうれしく思いました。

また、これを行うに当たっては、料理をアドバイスする助っ人役として地域の方にも協力していただきましたし、今回は農業体験を行うということで、農家の方にも協力をいただいています。活動を広げることによって、こちらも地域における理解者が広がっていくと考えています。

私たちは、このように活動する上で会費を集め、それから助成金もいただいています。それだけでは資金が足りなくなってしまうので、いちょう祭りという八王子市で毎年開催されているお祭りにバザーを出店しています。このときも、保護司会や更生保護女性会、更生保護施設の方に御協力をいただいています。また、毎年同じ場所でバザーをしているということで、更生保護について知らない人でもBBSという名前だけは知っているという方もいらして、広報にもなっているかなと思っています。

そのほかの機関とのかかわりについて、更生保護施設自愛会の一室を会議の場所としてお借りしています。また、そこにいる少年に、さがしてクッキングや親子ふれあい工作教室に参加してもらい、そういう面でも協力をいただいています。

最後に、私がなぜBBSを始めたかということや、活動を通して感じたことをお話しします。私がBBSに関心を持ったのは、以前から青少年の問題に関心があったためです。というの

は、中学生のときに、同じクラスで仲よくしていた子が不登校になってしまって、私自身がすごく悩んでしまったという経験や、同じ中学生が神戸で小学生の命を奪ってしまうという悲惨な事件があって、信じられないという衝撃を受けたことなどがあって、それ以来、少年にかかわる問題を気に留めてニュースなどで見ていました。そして、大学に入ってBBSという存在を知ったので、私も自分の力が何かそういう少年たちの役に立って、少年たちが少しでも前向きに素直に生活できるようになる手助けができればという思いでBBSに入りました。

ですが、実際に活動していると大変なこともあります。先ほど話したさがしてクッキングの初回では、初めて企画するということが不安もありますし、何度も会議を重ねなければいけないという時間的な大変さもありました。実際始めてみると少年が欠席してしまって、どうしようということにもなったのですけれども、今までみんなで協力していろいろな活動をしてきたということと、事前に打合わせをやっていたということで、どうにか混乱はなく終わることができました。このように、確かに苦労はあるのですけれども、やはり活動を終えたときの達成感と、活動の中で実際に接する少年たちとの楽しさという方が何倍も大きいので、私はこうして続けていられるのだなと感じています。

また、こうして私たちが活動することを通して、少年たちが社会で生活し、立ち直っていく助けにもなっていると考えています。実際に彼らが立ち直ろうと強い意思を持っていたとしても、地域社会の人たち全員から違った目で見られてしまったり就職先もなかったりすれば、きっとまた悪い方向に戻ってしまうでしょう。そういうときにBBSは、活動を通して、「私たちは君たちを応援している」ということを少しでも伝えられたらと思っています。また、そういうふうと一緒に活動していく中で、少年たちが自分の居場所を見つける手助けにもなったらと思っています。

これは私の個人的な考えですけれども、私自身は、こうしてBBS活動を通して少年たちに出会い、いろいろな会員と一緒に活動をして、保護司さんや更生保護女性会の方々とも出会う中で、自分自身も成長することができると思っています。

最後に、二つだけ保護観察所へのお願いを言いたいと思います。

一つは、多くの会員がともだち活動をやりたいということで入会しているのですが、実際に保護観察所から依頼されているともだち活動は、八王子の場合は1件です。ですので、会員を定着させるという意味も含めて、ともだち活動のケースを是非紹介していただきたいと思っています。

あと、もう一つは、私たち八王子BBS会は、このともだち活動に限らず、一年を通して様々な活動を幅広くバランスよく行っています。さがしてクッキングなどのグループワークとか、“社会を明るくする運動”や凧づくりでは、一般の子供たちを対象に活動しています。こういう活動は週末が多くて、保護観察官の方が休日であることは存じているのですけれども、報告書ではなくて、私たちが実際に子供たちと触れ合っている様子を是非見ていただきたいと思っています。

以上で終わります。

野沢座長 ただ今の高橋さんの御説明につきまして、御質問がございましたらどうぞ。

それでは、私から一つ。会員の方のお年を聞いて失礼ですけれども、今何歳ぐらいの方から何歳ぐらいの方までいらっしゃるのでしょうか。また、平均でどのぐらいでしょうか。八王子の場合で結構ですが。

高橋氏 大学生，大学院生，専門学校生を含めて12名です。10代は今は2名ですので，大体20代の学生が多くなっています。それが12名。社会人は20代が大体5，6名で，それ以外はもっと上という感じで，合計で社会人が12名です。

野沢座長 ありがとうございます。若い方が多いですね。

高橋氏 はい，そうです。

本江委員 非常に貴重な活動の御報告，ありがとうございました。私ばかり聞いてもいけないのですけれども，今のお話でちょっと私は聞き漏らしたのですけれども，このBBSがいつも対象にしておられる相手方の少年というのは，やはり犯罪あるいは非行を犯した少年たち，成人もいるのかもしれませんが，そういう人たちなのですよね。そういう人たちは，最初どういうふうにしてアクセスするのですか。保護観察所の方あるいは保護司さんからBBSの方に，この人をお願いしますという依頼が来るのですか。それとも何らかの別な形で接触があるのですか。

高橋氏 私たちは，保護観察中の少年とか非行少年，罪を犯した少年というふうに限らず，幅広く悩みを抱えている少年ということでもたまに活動を行っています。保護観察所とのかかわりがある少年の場合は，保護観察所から依頼を受けています。

本江委員 そういう場合に，保護司さんとの関係はどういう形になるのでしょうか。

高橋氏 基本的に，保護司さんや保護観察官と連絡をとりながら一つ一つの活動を進めていて，実際に活動して何かした，今日は料理をしたとか英語を教えたとか，そういうことがあれば，何月何日にどこでだれとどのようにして会って何をしたかということを一か月分まとめて報告書として書いて，保護司さんや保護観察所の方へ提出しています。

本江委員 それからもう一つ，BBSの活動には，各大学ごとにBBSの会があるという場合と地域ごとにBBSの会があるという場合の二つの形態があると聞いておりますが，八王子の場合，地域の方はどうなっているのでしょうか。

高橋氏 八王子の場合は，大学ごとのBBS会はないので，八王子地域でのBBS会となっています。

野沢座長 ほかにありますか。

佐伯委員 最後に，保護観察所からの依頼が現在1件だというお話があったのですけれども，これは，以前はもっとあったのが減ったということなのか，それとも大体このところ，そのぐらいしかないということなのか，どちらでしょうか。

高橋氏 私の知っている限りでは，多くても3，4件ぐらい，その程度ですが，現在は少ない方で1件ということです。

野沢座長 同じ関連で，保護局の方に伺いたいのですが，せっかくお受けいただけるところがあるにもかかわらずお願いしていないというのは，最近のはやりの言葉で言うともったいないと思うのですが。もうちょっと何か張り切ってお願いしてみたらどうかなと思うのですが，どうですか。

事務局 保護局更生保護振興課長でございます。BBSの方が，非常に積極的にともだち活動をしたいと考えているということについては，かつて私が保護観察所におりましたときにもたびたび伺っておりました。そういうケースがありますときには，BBSの方をお願いしたいなというふうには保護観察所内でも考えているのですけれども，実際は，やはり少年の了解といましようか，この少年はまだ中学生で，高校に入るのに勉強の方を見てもらいたいとか，

あるいは、ちょっと閉じこもりの傾向があるのでともだち活動をしてもらいたいというような場合、その少年に、こういう人がいるのだけれどもどうかというような説明をするのですが、実際には多くの少年が、保護司さんもつく、保護観察官もつく、もうBBSの人はいいよというような形で断られるときも多くありました。保護観察官によりまして、積極性の差はあるとは思いますが、なかなかともだち活動をお願いできるようなケースが少ないというのも現実でございます。でも、なるべく積極的にお願いしていった方がいいなと思っています。

野沢座長 そうですね。問題点の一つとして伺っておいて、また後の議論に回しましょうか。高橋さん、どうもありがとうございました。これからもひとつ頑張ってください。

高橋氏 どうもありがとうございました。

野沢座長 大変参考になりました。

それでは、時間もありますので、続きまして木村さんから、協力雇用主の活動内容などについてお話をいただければ有り難いと思います。よろしくお願ひします。

木村氏 私は、千葉で建設関係の仕事をやっておる木村操と申します。

今回、協力雇用主となった経過ということなのですが、私の会社は土木建築が専門の会社です。その中で、各現場に人材派遣を主として取引をしているわけなのですが、相手はほとんど大手ゼネコンの一次元請若しくは二次元請ですね。常用下請として契約し、各現場の作業員の補充等をしているわけなのです。

現在、職人としては約100名ぐらゐを抱えております。職種としては、とび職及びかじ屋、建設のオペレーター及び一般土木作業員ですね。建設業界一般においても雇用問題が取りざたされておりますけれども、新聞及び新聞広告、それから更生保護施設千葉県帰性会からの紹介を受けて人員を募集しているわけです。

今現在、私は皆様の前で協力雇用主としてお話をしているわけなのですが、私が以前勤めた会社も、千葉県帰性会から働きに来ていたと、そういう関係で、私が会社を興したときから千葉県帰性会の在籍者に積極的に仕事をお願いしているというのが現状ですね。それから、千葉県帰性会に在籍している人たちは、仕事は不慣れなところもありますけれども、積極的に取り組んでいる方が非常に多いです。しかし、一人一人の力不足といえますか、事情といえますか、なかなか長続きしないというのが現状ですね。

二番目に、協力雇用主の活動内容について。近くに千葉刑務所があるのですが、その近くにある千葉県帰性会という更生保護施設から通勤しています。千葉県帰性会の人たちは、いろいろと事情を抱えている人が非常に多いものですから、特に職種に関しては、建設業以外から飛び込んでくる人たちが多いわけですね。これはどういうことかという、私のところは建設関係の仕事が主力ですが、中には建設未経験の人たちもいるわけです。例えば、パチンコ屋さんのマスターをやっていたとか、飲み屋さんのマスターをやっていたとか、全く無縁のところから入ってくるというような人も中にはおります。こういう人たちが職場に入って、作業している土木作業員とか、いろいろな人たちが数多くいるわけなのですが、実際うまくやっていけるかなというのが心配です。面接のときの彼らの一番の悩みでもあり、そういう不安を一番先に発してくるわけなのですが、本人にとって一番大切なのは、自分自身はもとより家族であるということを思いました。立ち直るきっかけは何が必要かという、本人にとって大切なことは、過去のことは一日も早く忘れ、今日、明日、そして未来へ向かい、日々生活する仕事を見付け出すということだと思います。

私どもは、千葉県帰性会の在在者との面接のときに、家族及び妻子のことや、本人に合った職場、職種を模索するため、以前の職種を聞き、翌日から即仕事に携われるようにしております。本人と雇用契約を結ぶときには、労働契約書及び労働条件通知書などを取り交わし、かつ説明して、一日も早く仕事に慣れ、自分自身の生活を立て直し、家族や妻子に自分の所在地を連絡できるようにしているわけです。本人にとって何が大切か。まずは、自分が立ち直ること。積極的に雇用し、立ち直らせることが私の使命と考え、現在に至っているのが現状です。

それから、協力雇用主として何に苦労しているかということ、千葉県帰性会の人たちは、全体に個性が非常に強いのです。そこで立ち直るきっかけをつくるわけなんです。根本的には本人の気持ちが大変だと思いますが、受入れ側の体制としては、本人との会話が一番必要なのではないのでしょうか。私どもは、本人たちが私生活や仕事の面で煮詰まったときには、いろいろな角度で社会人の先輩としてアドバイスをするように心掛けています。例えば、50代の者に対しては、今回の件は一日も早く忘れ、今日、明日と希望を持って働き、これからは第二の人生として悔いのない生活を送ると同時に、家族や妻子のある場合には、半年に一回ぐらいでもいいから手紙なり電話なり連絡を入れるよう、ただし、できる限り手紙でということを行っています。電話だと感情的になってしまいますから、相手にすぐ切られてしまうこともあり得ますので、手紙を書くようにと指導しています。千葉県帰性会の在在者の現状は、個人個人で大変異なっていますが、特に職歴が異なるので、彼らの適性をよく知り、理解し、今までの経験を生かし、長所を伸ばせるような現場配置をするように心掛けております。

最後に、保護観察中の人たちですね。20代から50代までの人たちが何人かいるわけなのですが、中には宿舎に入っている人もいます。この人たちにとっては、保護司と協力雇用主との連携のあり方が非常に重要だと思います。

私どもは、就労する時点で労働契約を交わしており、その内容として、本人の名前はもとより、連絡先として家族とそれから妻子の住所、電話番号を記入してもらっていますが、これからは保護司の方々との連携をもっと行い、特に当社で雇用しているときの私生活における行動とか態度、そして立ち直りのきっかけなど、保護司の方々との間で意見交換などを行い、その記録を書類作成し、保護観察終了後、当社から保護司の方に書類を戻して、先方で保管していただくようにしていただければ幸いです。

野沢座長 ただ今の木村さんの御説明につきまして、御質問などがありましたらどうぞ。

佐藤委員 私から三点ほどお尋ねしたいのですけれども、まず一点目は、お預かりしている人の刑期。前に犯罪を犯して刑を受けていますね。その刑の長い、短いということについて何か傾向があるのかどうかということ。それから、罪種。財産犯でありますとか殺人でありますとか、いろいろな罪があらましようけれども、そういうことを問わず受け入れておられるのか。この辺りはいかがですか。

木村氏 私の会社では、例えば、殺人であろうと窃盗であろうと、覚せい剤であろうと、全部無条件で一応受け入れています。先ほども申し上げたように、中には建設以外のところから飛び込んでくる。例えば、スナックの店長とか、それからパチンコ店のマスターとか、ほとんど建設関係には無縁の方がいます。けれども、本人は何か特徴を持っているわけですね。例えば、車の免許を持っているとか、非常に体ががっちりして力仕事ができるとか、それなりの長所がありますので、その辺を聞き出しながら、今会社で受けている現場の仕事の内容に合わせて派遣するようにしています。

佐藤委員 これまでに何人ぐらい受け入れられたのですか。

木村氏 年間50人から60人。現在は、千葉県帰性会からうちへ通勤してしまっていて、千葉県帰性会の方の期間が終わったら、会社の寮へ入りたいと言う者もいます。その場合は、千葉県帰性会とよく連絡をとり合っていて、それでは、いついつからはこっちの寮で生活するよということで、長い人たちは調整します。長い人は、この間までは3人ぐらいいたのですけれども、その期間は15年間ぐらいですね。それから10年、8年、5年、6年と、約20名ぐらいの人が、今うちの会社の主役になっていますね。

佐藤委員 そうですか。

二つ目のお尋ねなのですけれども、そういたしますと、ほかのそういう経歴を持たない従業員の人たちは、そうやって抱えられた人たちが、そういう前歴を持っている人たちだということを知っているのですか。

木村氏 いや、分かりません。分かるとまた大変ですから。私だけが、罪名とどこの施設から出所してきたかということをよく頭に入れてあります。事務所の中の者にも、それは一応秘密にしています。それで「もう過去のことは言うなよ。どこへ行っても今日からは、今回の件についてはもう社会的な成敗を受けているのだから、今日、明日ということで、これからは正々堂々と太陽の明るいところを歩け」ということでやっています。

それから、免許証があっても、有効期間が切れてしまったという人も中にはいます。そういう場合には、全員ではないですけれども、私の個人的なお金を貸します。それで学校に入れます。20日間ぐらいで実地が合格しますから、千葉県ですと幕張へ行って免許を取らせて、お金は全然ないですから、30万ぐらいの金額を、給料で5万ずつ6回、半年働いて返せよと。あと、この借金を返したらいつ辞めてもいいよということを出すのです。それはもう非常に冒険ですけれども、ほとんど辞めないですね。一生懸命やってお金を返してくれます。今、そういうことで、うちにも3人ぐらいおります。

佐藤委員 三点目ですけれども、そういたしますと、千葉県帰性会から受け入れた人たちの定着率はいいということですね。

木村氏 いいですね。

佐藤委員 せっかくそういう面倒を見ておられたにもかかわらず、退職し、あるいは就職したまま再犯をしたという人も過去にいないのですか。

木村氏 再犯というのは聞いていません。ほとんど聞いていませんね。辞めていくときには本人がそれなりのことを言ってくるから、それに対してうちの方でも厳重に注意します。「甘いよ、お前は。うちだからこういう生活ができるけれども、よそへ行ったらできないよ」ということで、それを承知ならば自分で一回試してみろと言います。1年半ぐらい前になりましたかね。8年ぐらいうちにいた人なのですけれども、やはりよそへ出まして、「社長の言ったことは正しかったよ。今は違うことをやっているけれどもね」と言って何回か会社を訪ねた若い衆はおります。ほとんど再犯というのは聞いていませんね。現状でも千葉県帰性会から3人ぐらい来ていますけれどもね。

今からやはり2年ぐらい前ですか、千葉刑務所に17年ぐらいいた人がいました。いろいろ聞いてみたら、若いときに3人ばかり人をあやめて、17年とやって言っていましたね。刑を終えて、それでうちの会社に来ましたけれども、うちに6年間ぐらいいましたかね。刑務所内の生活がすべてに体にしみついていきますから、出てきたら社会は浦島太郎みたいな形になっ

ています。ですから、非常に考え方も固いし、なかなか一般社会や、我々の土木関係、建設関係に溶け込むのは非常に難しかったですね、正直なところ。自分の言っていることは頑としてゆずらない。協調性はないし、主張するしということで、でも、最終的には頭を下げて辞めていきました。今は、やはり同じ建設関係で働いているみたいですが。180人から100人おりますと、一番難しいのは、人間関係なのです。だれもが働きに来ているわけですから、それで男だけの社会です。女性というと事務所の事務員とか賄いのおばさんだけといった感じで、そのほか全員がやはり男性ですから、今日入ってきたばかりでも、いかにも1年か2年いたような顔つきで、言葉遣いもそういう感じになってきますから。私のところの人員は、一般土木作業員として新聞でも募集していますが、そういう新聞なんかで応募してくる人たちより、千葉県帰性会から来る人たちというのはやはり重荷、ハンデを背負っていますから、自分なりに真剣には取り組んでいます。

女房子供のところへ帰るとか、親兄弟のところへ帰るといのはなかなか難しいですね。当初、千葉県帰性会に入ると非常にまじめにやるのです。それで、よくやって、一回独立するのですよ。近くのアパートで、そこから通うわけなのですけれども、ただアパートを借りるだけでなく、借りれば鍋、かま、洗濯機、冷蔵庫というのが必要になってきますから、自分の蓄えたお金ではとてももたないのです。そうすると、最初はすべてやりたいことが頭の中にありますから、アパートを借りて、やれ洗濯機を買う、冬であるところたつを買ったりストーブを買ったりなんてするけれども、後が続かなくなってしまうのです。ですから、たまに行ってみると、男のやもめ暮らしというのは非常にひどいものですね。二重生活になるからとにかく引き揚げてこいと言って、また引き揚げて寮に入れる。そうすると、もう大体落ち着いてきます。

佐藤委員 どうもありがとうございました。

野沢座長 ほかにいかがでしょう。

堀野委員 満期で出所してきた人も何人が来ておられますか。

木村氏 今はいないですけれども、過去にはありましたね。この人たちは、千葉県帰性会の方でも、「寮がいっぱいだから一日でも早く出てもらいたい。社長さんのところで引き受けてくれ」と言うから、「いいですよ」というようなことで。千葉県帰性会の方からの連絡については、すべて引受けはしているのですけれどもね。ただ言えることは、一般の社会の中に、荷物も何もなくて、本当にパンツ一丁で来るという若い衆が非常に多いのです。そういう人たちに対して、今度はこっちで作業服のスタイルを整えるために、頭はヘルメットから足の先は安全靴までそろえるという、かなりのお金がかかるわけなのですけれども、すべてそれらはこっちで一応段取りします。あとは本人が働いてその中から返していく。

うちの場合ですと、100人からの人間が住んでいますので、会社の中に酒とかたばことか、歯ブラシ、パンツ、下着類とか、そういうものを売っている場所があるのです。そこでお金はいらない。紙にサインして、その分はお給料の中で精算するということですから、当初は何もなくていいのですけれども、中にはなかなか賢い人がいまして、夜御飯を食べて、明日仕事という、いろいろなものを取るわけですね。ポロシャツなりカワテなりハンデなり。ところが、翌日の朝起きると、もういないのです。そういう人も中にはいます。それは千葉県帰性会の人とかというのではなくて、いわゆる新聞で応募してくる若い衆に非常に多いですね。

堀野委員 それから、千葉県には、協力雇用主と言われている業者の方は、他にもございま

すか。

木村氏 何か所かあります。

堀野委員 横の連絡というのは別にはないのですよね。

木村氏 そうですね。同業者の場合は連絡をとり合います。前にどこどこにいたと言え、そこにすぐ電話を入れて、実際どういう生活をしてきたのか、現にこういうところから来たのだけれども、どうのこうのという問合せはやりませけれども、ほとんど横の連絡はありません。

野沢座長 ほかにいかがでしょうか。

皆様おそろいでございますので、ひとつさかのぼっても結構ですから、この際、これを聞いておきたいということがございましたら、どうぞ先生方。

木村氏 千葉県帰性会から来る人たちは、反面、非常に孤独なのですね。孤独と同時に寂しがりが多いですね。特に若い人は、今現在20歳の子が3人ぐらいおりますけれども、両親がいないとか、それから身元引受人がないとかという人が結構多いですね。ですから、そういう場合には、私が一応身元引受人で書類を作成しています。ですから、やはり人間対人間の会話というか、触れ合いというか、なるべくそういうチャンスをつくっています。

野沢座長 ちょっとお伺いしますけれども、皆さん方には、保護司の方から全部御連絡があるのかどうか。あるいは、皆さんの方から保護司の方へ御連絡をすることについて、何かルートをつくってあるのかどうかですね。最後の御提案のところ、保護司会ともう少し連絡をとればということを書いていただいておりますが。

木村氏 そうですね。私もかれこれ通算すると20年間ぐらい、この商売をやっておるわけなんですけれども、保護司さんがついて、「だれその保護司のこういう者です」と言って名刺交換した人は、わずか2、3人だと思います。それでは、どういうふうな処理の仕方しているかという、電話でもって「だれその保護司のだれそれです」と言うので、電話番号はこうですということぐらいです。名刺交換した上でのやり取りは、余りなかったと思います。

今、2人ばかり保護司さんがついてはいますがけれども、昼間若い衆は働いていますから夜来るわけですね。保護司さんたちも、自分の仕事を持っている。うちの会社の場合ですと、朝5時から夜の7時半までが営業時間なのですが、そうすると、各現場から帰ってくる人たちは、大体夜6時から6時半、若しくは7時ですね。作業現場としては東京23区はもとより、東村山とか川越とか、場合によっては、群馬とか新潟とか日帰りコースでやっていますから、帰ってくるのが夜遅くなってしまうのです。その前に、保護司さんと本人たちが、いついつならば時間がとれますよと言って連絡をしているわけなんですけれども、お互いに、片方はもう疲れて帰ってくる、片方は自分の仕事があるから、ちょっと来て車の中で話して「はい、さようなら」というようなことになります。この人は何の罪で、どこが本籍でどうのこうのという話が出来ません。うちの方で面接するとき、全部契約書を交わしますが、緊急の身元引受人とか、そういうものを全部細かく書くようになっています。そこには電話番号とか、ファックスの番号があることは珍しいですけれども、そういう形でやっていますから、連絡はとれるのだけれども、保護司さんの方からそういう話があったということは余りないです。

ですから、これは僕の方の提案なんですけれども、一枚の書類、こういうもので、だれのだれで、何月何日よりうちならうちにお願した。それに対してのその人の生年月日とか出生地とか、それから、罪名とまでいかなくてもいいと思うのですけれども、緊急連絡先とか、保護司さんのお名前、電話番号、住所というようなことの入った、そういう印刷された紙を作りま

して、うちの寮で不審な行動があった場合とか、それから、ちょっと変わった人が訪ねてきたとかというようなことを随時チェックして、刑期が終わった時点で保護司さんの方に戻してあげるとかという、雇用主さんと保護司さんとの連携プレーというのですか、それは頻繁にやった方がいいと僕は思いますね。

野沢座長 よろしいですか。

それでは、これでヒアリングを終了させていただきたいと思います。坂本さん、高橋さん、木村さん、本日はお忙しいところ、わざわざお越しいただきまして誠にありがとうございました。

マスコミの皆さんは、これでひとつ御退席をお願いしたいと思います。

〔報道関係者退室〕

この後は、また法務省から説明がございしますが、ちょっと5分ほどここで休憩をさせていただきたいと思います。

(休憩)

2. 重大再犯事件の概要について

野沢座長 それでは時間も参りましたので、事務局から、保護観察対象者によります重大再犯事件、とりわけ本会議設置の契機となりました三つの重大再犯事件、すなわち奈良県で起きた女兒誘拐殺人等の事件、愛知県の安城市で起きた幼児通り魔殺人等事件、それから青森県内及び東京都内で起きた女性監禁等事件の概要につきまして説明をしてもらおうと思います。

なお、これら三つの事件につきましての説明及び質疑応答に関する内容は、個別の事件に関するものでございますので、議事録から削除することとしまして、また、事務局で事件の概要が分かる資料をお手元に用意していただいておりますが、これにつきましては非公開としまして、会議終了後に回収させていただきたいと考えますが、いかがでございでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

野沢座長 よろしゅうございますか。それでは、そのように取扱いをお願いいたします。

それでは事務局、説明の方をよろしく申し上げます。

事務局長 それでは、本日配布しました三点の資料につきまして御説明いたします。

まず、統計資料(1)と(2)でございますけれども、これは保護観察中の再犯者の状況についての統計でございます。前回までは、いわゆる再犯率につきまして、保護の統計の再犯率と刑務所の再入所率の統計をお出しいたしました。これは率でございますので、その中身といたしまして、どのような罪種について、どの程度の人数の者が再犯を犯しているのかということが分かる資料を用意したものでございます。

3枚ものの保護観察中の再犯者の状況(凶悪犯罪・性犯罪)でございますけれども、これは、そこに掲げておりますような罪種の者につきまして、仮出獄者、保護観察付執行猶予者、それから少年院仮退院者、保護観察処分少年について、それぞれ件数を挙げたものでございます。3枚目の表は、全号種の者の合計を挙げているものでございます。

これにつきましては、再犯率の統計の関係でも御説明いたしましたけれども、保護の統計で申します再犯者といいますのは、保護観察中の犯罪又は非行により刑事処分が確定し、又は起訴猶予処分若しくは保護処分を受けた者のことをございまして、保護観察期間終了後に刑が確定したようなものについては、ここの統計には上ってこないと、こういう状況でございます。

そこで用意しましたのが統計資料(2)をございまして、これは保護観察の適正な管理を行うという意味で、例えば、人命が失われたような重大再犯事件について、保護観察所から保護局に対しまして報告を求めているものでございます。この統計資料の(2)として取りまとめしておりますものは、保護観察対象者による再犯によって人命が失われる結果となった事案として報告を受けた、その件数でございます。したがって、この中には殺人、傷害致死等の故意犯により死の結果が生じたものが含まれております。平成16年ですと、例えば、仮出獄者については2名、保護観察付執行猶予者については5名ということで、合計20名の者について、人を死なせたという重大な再犯事件が発生したという報告が保護局に対してなされたと、こういうことでございます。

例えば15年、16年を(1)の統計資料と比較して見ていただければ分かりますように、仮出獄者について見ますと、例えば、殺人というようなところに件数は計上されておられません。ところが、この統計資料(2)の方を見ていただきますと、仮出獄者については15年について1名、16年について2名と、こういう数字が出てくるということでございます。遺憾なことではありますけれども、毎年大体20名ぐらいの者がこのような重大再犯事件を起こしているという結果になっていると、こういうことでございます。

それでは、続きまして、重大再犯事件関係資料につきまして御説明いたします。

(委員による決定に基づき、以下事件に関する説明部分については削除した。)

以上、三つの事件については、今回の会議の設置のきっかけになった事件でありましたので、中身につきまして詳細に御説明申し上げました。

野沢座長 御苦労さまでした。

ただ今の御説明につきまして、質問等がありましたらいかがですか。

それでは、私から一つ。この三つの事件とも、保護観察官あるいは保護司の方は、今定められているルールにつきましては、すべてこれがいわゆる適法というか、ルールの中で努力をされたにもかかわらずこういうことが起こったと、こう見てよろしいのですか。確かに今の説明のように、もう少し積極的にという恨みは残るのですけれども、大体现行の保護司なり保護司法なり、あるいは保護観察官としての職務については精いっぱいやっていたんだと、こういう判断ができるかどうかですね。

事務局長 まず、保護司について申しますと、保護司は与えられた権限の中で最大限のことをされていると思います。ただ、保護観察官につきましては、特に三番目の事件ですけれども、もう少し積極的にやる余地があったのではないかというふうに思います。

野沢座長 難しいところだな。

堀野委員 (事件に関する質疑部分につき削除した。)

事務局長 (事件に関する応答部分につき削除した。)

榊井委員 (事件に関する質疑部分の一部を削除した。) A、Bという分類は誰が判断することになっているのですか。

事務局 保護局観察課長でございますが、分類処遇制度について御説明を簡単に申し上げます

す。

（分類を）判断するのは、保護観察所長でございます。ただ、実態としましては、保護観察官が本人と面接をしたりあるいは関係書類を読んだりして、一応判断しております。分類票というのを通達で定めておりますのでそれに従って、例えば、誰かと一緒に住んでいるか単身生活なのかとか、年齢が高いとか低いとか、あるいは前歴の関係、そういう事項を見て、ある一定の点数以上になれば処遇が難しいと予測されるA事件、それ以下であればB事件というふうに一応判断をしております。

（以下、事件に関する応答部分につき削除した。）

事務局長 （事件に関する応答部分につき削除した。）

梶井委員 そうなると、検察官のいわゆる求刑から、その部分も含めた流れというものがそこで遮断されて、保護観察所の分類にまで反映されないことがあるということですよ。それは余り芳しくないのではないのでしょうか。

事務局長 そのとおりですね。ですから、実刑の場合、例えば、検察官が論告でどういうことを主張し、弁護人が弁論でどういうことを主張し、裁判所がどういう判断をしたという経過があって刑務所に行くわけですけれども、その場合は、処遇上考慮してほしい事項を検察官が矯正当局に対して渡す仕組みができ上がっております。ところが、保護観察付執行猶予者については、そういう仕組みが最近までなかったのです。そこで、先日、刑事局の方にお願ひしまして、保護観察付執行猶予者の場合も、処遇上参考となる事項については、検察官から保護当局に対して連絡をいただけるように通達を出していただいたところです。それでも、連絡を受けるのと刑事記録を実際に見るのとでは、やはり情報の量が違いますから、まだ不十分かもしれません。

本江委員 今、事務局長が言われたとおり、この印刷物を見ただけでは、本当に事件の内容が分からないのです。頭の中のイメージとしても、どういう犯罪が行われたかということが分からないし、どういう犯罪者なのかということも、この活字からは実際分からないのです。それで、保護観察官が最初に対象者と面接するときに、どれだけの資料を手元に持っているかということが一つ重要な問題で、実刑判決を受けた場合、矯正局へはどれだけの、例えば論告が行くのか、冒頭陳述書が行くのか、判決書が行くのか、その辺の具体的な内容をちょっと知りたいのです。矯正局が終わって、今度、仮出獄で出てきた場合に、保護観察官の手元には事件についてどれだけの資料が行くのかということは、極めて重要な問題だと思うのです。それをちょっとお話し願ひたい。それから、保護観察官は、何か初めての面接で4、50分面接をして判断されるそうですが、そのときに聴く内容というのは恐らく半分以上うそだと思ってもいいぐらい、彼らは、自分の過去の犯罪について、心の中で弁解に弁解を重ねてでき上がった、頭の中のイメージに基づいて語るのだらうと思うのです。まして保護観察官が事件の内容を把握しようと思うと、記録は検察庁の地下の倉庫に入っている。恐らく今の三つの事件についても、今の保護観察官の陣容で記録を見ようといっても、なかなかこれは見られなかったらうと思うので、個々のにどういう失敗があったのかということいろいろ挙げつらってみても、この問題の解決にはならない。

私が考えるのは、やはり事件記録というものは判決で終わるのではない。警察ではどのような事件でも、必ず司法警察員調書をとります。被疑者、被告人の身上調書といいまして、生まれたときから今日に至るまでの生い立ちから、学校から就職先から親族関係から賞罰から、す

べて書いてあるのですね。これが第一回目の司法警察員の調書。それから何回かの調書を重ねて、最後にとる検察官調書というのは、もうあらゆる弁解を乗り越えて、肺腑をえぐるがごとく、心の底の底のどろどろしたところまで全部言わせて、それが最後の検察官調書にずらっと書いてあるわけです。それはやはり極めて貴重な資料だと思うのです。犯人の人間性を知るためにも、事件を知るためにも、宝のような資料。しかも20日間勾留して、何人もの警察官、大きな事件だと50人ぐらいの警察官が、その一件に集中して取りかかって集めた情報が、そこに集約されている。それが、判決が終わって確定した途端に倉庫に眠ってしまうというのは、余りにももったいない、惜しい話です。それが、実刑になれば矯正局にそのまま記録が転送される。そこから釈放されると、今度は保護観察所の方に全記録が転送される。保護観察官は、そこに居ながらにしてその記録にアクセスできるという体制をつくらなくてはならない。それでも今の陣容では、なかなか記録を読むというのは難しいと思います。我々検察官の場合は慣れていますが、最初にその記録を全部読むというのは大変な努力だと思います。しかし、少なくともそれぐらいの体制をつくらないと、やはり再犯防止、あるいは本人の社会復帰、立ち直りのために何をすればいいのかということ、具体的にリアルに保護観察官が監督することというのは難しいのではないだろうかと常々思っているところです。その辺についても、今回のこの会議で議論の対象にさせていただければ、非常に有り難いと思っています。

野沢座長 ありがとうございます。

瀬川委員 今回の更生保護のあり方を考える有識者会議が立ち上がったというのは、恐らく三番目の事件の影響がすごく大きかったわけで、それを背景にしていると思うのです。その場面で、この問題について、保護局がほとんど問題はなかったんだという形で、今議論を終わっていいのかというふうに考えます。保護観察官ももうちょっと積極的にやったらいいのだという形で、あるいは保護観察官が十分な時間がなかったのだという形で終わっていいのかという疑問を持ちます。特に被害者が保護観察官の動きを知ってどう思っているかということですね。約3か月間、ファックスの操作ミスによって空白期間があるということについて、被害者はどう思っているのか。この点をないがしろにしては、やはりこの今回の議論は進められないのではないかと思います。

この点、今は保護局は余り守ろうとしないで、むしろ問題性を出す方が、私は将来的にはいいと考えています。何も破壊的な議論をする必要はないと思いますし、だれだれの責任がどうだということではなくて、今回の場合でも、例えば分類をBからAに改めた時点で保護観察官が直接関与するシステムをつくる、つまり、保護観察官が直接ちょっと何日以内に会ってみようというシステムをつくることを考えていいのではないかと。BからAに改めた場合には、「保護司さん、しっかりやっていますよ」だけで終わらないで、保護観察官も対象者に会うというシステムを作動させるということは、一つの方法だと思います。

それから、もう一つは、やはりこのファックスの操作ミスというのが、非常に大きいと思います。若干新聞報道されたかと思うのですけれども、これは被害者側から見たら、これがなかったら自分は被害に遭っていないのではないのかという思いが残るのではないのでしょうか。この点について、例えば上司がチェックする、つまり、こういう記録について送ったかどうかということ、保護観察官のシニアメンバーがチェックする機能をつくってはどうか。

それから、本江委員はすごく建設的に言われて、基本的に私はその意見に賛成です。大量に書類があるという場合に、それをいわば簡潔にしてというか、かいつまんでという感じで刑事

局から保護局に送ることはできないのでしょうか。その点は、法務省内部ですから、特に外部の者に渡すわけではないので、刑事局と保護局とが連携することは考えられないのでしょうか。以上です。

堀野委員 今の最後の刑事記録の活用の問題ですが、私、本江委員の言われたことについて、刑事記録を活用すべきだという点において結論は賛成なのですけれども、やはりそれを司法警察員調書、あるいは検察官調書に一面的に一元化するのはどうかと思うのですね。やはりその事案ごとに適切な資料が更生保護関係者に渡らないと、かえって一面的な認識で対応してしまうことになりかねない。しかし、だれがそれを判断するのかという、ちょっと難しい問題があると思うのです。

というのは、私、この前話した事件について、刑事記録という点で裁判記録を見ますと、乳児虐待の事件ですが、検察側の主張する被告人像と弁護人が主張する被告人像は全く違っているのです。相反しています。そして、裁判所は最終的には情状鑑定を採用して、そして家庭裁判所調査官OBの方を鑑定人に採用して、その鑑定書はかなり分厚いものができてきた。判決は、基本的にはそれに基づいて言い渡されて、2年の懲役と5年間の執行猶予、保護観察付きですか、そういう判決になって、現在保護観察中なのです。ところが、検察側の主張は、どこかの映画のような名前ですが、「この人は凶暴につき刑務所における矯正が不可欠である」という、そういう見方をした論告を述べている。私どもの方は、これは人格形成がまだ未熟であって、凶暴性、他を害する危険性は全くないということで、鑑定書も大体それに沿う意見だった。ところが、この判決はそれに沿ったものになるわけですけれども、判決書ができたかというところでは、その裁判所が非常に多忙なために、弁護人は控訴するのかと聞いてきまして、控訴しない、この判決に服すると言ったら、それでは調書判決で済ませたいということで判決書ができなくて、調書にその結果が記載されるだけ。そうすると、判決書を求めても結果しか出てこないわけですね。そうすると、保護局の方に送られるべき刑事記録って何なのかということについては、どこでだれが判断して適切なものを送れるのか。今の弁護人の立場と検察官の立場、どちらか一方から送られたら大変一面的になるかもわからない。その辺のところを十分に考えないと、記録の活用という問題も適切な保護観察に結び付かないおそれがあるし、逆にかえって危険を増したり、あるいは失敗したりすることもあり得るのではないかとということで、そのことだけ本江委員の意見にちょっと追加します。

3. 意見交換

野沢座長 もうそろそろ皆さんの意見交換の方に移りたいと思いますが、今の話の続きで結構ですから、どうぞやってください。

本江委員 今の話の続きですけれども、これは刑事局の方の御了解を得なければならない問題ではありますが、それはそれとして、記録というものは、やはりまず分割してどれとどれが必要かというような作業をすること自体が、検察官にとって大変な作業なのです。それと同時に、検察官にとっては、更生保護の観点からどういう資料が必要かということも、検察官は一般的に知らない。したがって全部見るべきなのです。特に、やはり事件というものは、重大事件になればなるほど、途中で事件に至るまでのいろいろな兆候があるのです。それが警察の捜査で全部書いてあるわけです。ああやって、こうやって、ああやって、こうやって、こ

うやって、とうとう事件に至った。そういう調書をずっと見ると、その兆候がちょっとでも現れると、また危ないよという警告が出ているわけですね。そういうものはやはり見るべきだし、その記録というものは、保護観察官も見れば見るほど見方が分かってくる。どんなに厚くても、見るべき場所というのはそんなにないということが分かってくると思うのですね。そういうことで、私は全部送るべきだと思います。堀野委員の言われたように弁護人のほうからの質問、答えが入っていることですから。

それからもう一つは、さっき、もうちょっと保護局は保護観察官に厳しくというお話がありましたので、その観点から申し上げますと、保護観察官の意識構造、つまり自分の任務をどのようにとらえているかという点を、もう少しこの際詰めてみるべきではないのかと思います。佐藤委員が最初からおっしゃっているように、保護観察所に再犯防止の機能があるのかという、非常に厳しい御指摘があったように、保護観察官の方に、一方では刑余者の社会復帰、社会的立ち直りを支援するという意識と、もう一つは再犯防止、いわゆるもっと言えば再犯をしないための監視、監督という面の両方があると思うのですが、現在、全国の保護観察官の意識構造は一体どうなっているのか。その両方をしっかり意識して対応しているのか、あるいはかなり社会復帰の支援ということに、意識構造が傾いているのではないか。立ち直りを支援することになれば、非常にいいことなので、これはできる限りやってあげようというぐらいの意識になるのですが、再犯を防止するということになると、これは刑事司法のかなり根幹にかかわるもので、犯罪予防ですから、これは待ったなしの話であって、人員に余裕があるとかないとか言えない話でしょう。現在警察が、そういう非常に苦しい立場で頑張っておられるわけですけれども、もし再犯防止を保護観察官の任務だということになると、再犯したら、もうそれは保護観察官の責任になるわけですから、それは待ったなしの話になってくる。そのところの保護観察官の意識構造は、どっちかに傾き過ぎていないか。あるいは、観察して監督、監視するという意識があるのかどうか。そのところをちょっとお聞かせ願いたいなと思うのですが。

野沢座長 今回の御指摘は、この会合の実が一番本質的なところ、根幹に触れる話でもございますので、今ここですぐ答えが出てくるという感じでもありませんから、引き続きまして、今日のヒアリング、それから現場を御覧いただきました御感想、それから、これまでの御議論なり、あるいは委員の皆様がお持ちになっておられるお考えなり、何でも結構ですが、ひとつここで意見交換という形で、こんなことを議論したらどうか、これについてひとつ答えを出してほしいということがありましたら、時間が余りありませんので、簡潔にそれぞれの方々から御意見をちょうだいしたいと思います。

榊井委員 意見をどうのこうのではありませんのですが、この部分もちょっと考えてもらいたいなと思うのは、A分類、B分類の問題です。これは、三番目の事件において非常に重要な問題ですね。もう一つ、二番目の事件においては仮釈放のあり方があると思います。仮釈放は、地方更生保護委員会というところが決めるわけですね。しかし、これを見ると、ほとんど申請が上がってくるものをそのまま認めて、こういう言い方は良くないけれども、めくら判的に許可しているというような印象を受けるので、ここの部分もやはり議論の中で、このままでいいのか、何か良くなる方法はあるのか、この会議で、これもやはりちょっと考えてみなければいけないのではないかなという気がいたします。

金平座長代理 私は、今回の三番目の事件でしょうか、青森の事件ですけれども。保護観察

官と保護司の役割というものが、これはいわゆるマニュアルどおりというのでしょうか、ルールどおりに行われていた。まずそこはそう考えていいですね。

しかし、先ほどから話に出ている調書とか、それから、やはり判断するのに相当な事実、実態をどういうふうにみんなが把握して、それぞれの時点での判断があるのかと考えてみると、この記録だけ読んでみると、特に保護観察官のところにもなかなか届いていない記録が、保護司さんのところにはどれだけ届くのか。そして、しかも保護司が負うべき判断、やはり保護観察官に対して、しかもきちんと文書で報告を出さなくてはならないのですから、そこら辺の判断に資するような資料というのはどれだけ届いているのか。ここら辺のところを私は少し整理しておきたいと思うのですね。

よく、保護司はボランティアだからという話が出ます。保護観察官は専門家で保護司はボランティアだからというのですけれども、その場合のボランティアというのは、判断が間違ってもいいということにはならないだろうと私は思うのです。そういう意味では、やはり何か判断するための資料というものが届けられるということは当然あるだろうと思いますが、今の状態で十分なのかどうか。私は、ちょっと保護観察における保護観察官と保護司の役割と分担と、特に資料の流れというのでしょうか、そこら辺のところをはっきりしておきたいなと思います。

それと、ボランティアである保護司が、こういうふうにいるいろいろな事件が起こってきたときに責任をどう負うかということ。すなわち、善意ということだけでは済まされないということが、刑事事件になると起こってくるわけですから、やはり保護司が負わなくてはならないものもある。ここら辺のところをちょっと整理したいという気持ちがあります。

野沢座長 それでは、佐伯委員の方から、ひとつお願いしたいと思うのですが。

佐伯委員 更生保護という場合に、軽微な財産犯を繰り返して行う人に対する更生保護の問題と、重大再犯の問題というのは分けて考えた方がいいのではないかと。更生保護といっても、性格が随分違うと思います。やはり今回は、先ほど御紹介がありましたような事件を契機として、この会議が設けられたわけですし、それから国民の関心という点でも、やはり重大再犯の問題が重要ではないかと思えます。

そういう意味では、今日御紹介いただいた統計資料(2)ですけれども、ここにこの保護観察種別人員合計というのが出ていますけれども、一体どういう事件で保護観察になっていて、殺人や、あるいは傷害致死の再犯と、例えば統計的に関連性があるのかないのか。もしあるとすれば、それは再犯を防ぐ上で非常に重要な情報になってくると思いますし、やはり重大再犯を防ぐためには何をすればいいのかということも、もう少し統計的な分析も含めて考えるべきだろうと思います。そのためには、統計的分析でこういう点が重要であるということになれば、その点をちゃんと情報として保護観察所に伝えるという仕組みが必要になってくるわけですが、統計分析だけではなかなかそういうことは出てこないでしょうから、もう一つの問題としては、先ほど来から話が出ています、どういうふうに再犯を防ぐための情報を保護観察所に伝えるか、あるいは保護観察官、保護司の方に伝えるかという仕組みを少し考える必要があると思うのです。

その点に関して、今日の東京保護観察所の見学の際に、少年事件については、家庭裁判所の調査官が作成した資料に基づいて初回の面接を行うというお話があったと思うのですが、それがどのぐらいの情報なのか。例えば、この三番目の事件ですけれども、もし少年事件であったとしたら、具体的な事件の内容、あるいはこの人の問題性というものは、かなり保護観察

官の方に伝わっていたのかどうかという点を、ちょっと教えていただければと思います。アメリカですと判決前調査がありますから、成人についても保護観察官の方が、家庭裁判所の調査官と同じような、少年事件と同じような調査をなさって、その情報がそのまま保護観察所に伝わるという仕組みになっていると思うのですが、日本の場合、成人についてはそういう仕組みがない。少年であればあるのかという点を、ちょっと教えていただければと思います。

事務局 保護局観察課長でございます。

少年事件につきましては、家庭裁判所の調査官が、相当詳しく審判の前に調査をされております。保護観察所にそれがそのまま参りますので、保護観察官は、その少年調査記録の中から相当詳しい情報を得ることができます。それからまた、少年院につきましても、その家庭裁判所で作りました少年調査記録が少年院に参りまして、さらに少年院でも、その中での本人の処遇記録等が附加されてまいります。したがって、少年院から仮退院した者についても、少年院での行動、状況、成績等も含めて相当詳しい情報を得られることになっております。

ただ、本江委員から御指摘ございましたように、成人事件の場合は、刑事事件記録が直接地方更生保護委員会、あるいは保護観察所に来ることはございませんので、特に保護観察付執行猶予者についてはほとんど客観的な情報がない状態で、保護観察官が保護者、関係者、本人から事情を聴いて情報を集める。その情報に基づいて保護観察を始めるとというのが実情でございます。そういうことで、先ほど事務局長が申しましたように、この9月1日から、検察庁から処遇に関する意見について情報をちょうだいするというにさせていただいたわけでございます。

あと、刑務所につきましては、刑務所の方に検察官から処遇意見が参りまして、そうした情報も含めて刑務所の方で身分帳というものを作成されておりますので、地方更生保護委員会が仮釈放の審理の際に、そうした刑務所の中での記録も参考にして仮釈放を決める。ただ、それでは刑事事件記録を地方更生保護委員会が直接見ておるかとお申しますと、無期刑、あるいは長期刑のような事件につきましては、刑事事件記録を取り寄せまして、仮釈放審理の際にこの記録を精査するというはしておりますが、その他の多くの事件については刑事事件記録を見ておりません。ただし、裁判書につきましては、全件について地方更生保護委員会の方で把握をした上で審理をしております。

以上でございます。

佐伯委員 少年事件については、比較的詳しい情報に基づいて保護観察が行われているということなのですけれども、統計資料の(2)を拝見すると、1号観察あるいは2号観察の対象者による殺人及び傷害致死が、相当数発生しています。これらの事例において、もし保護観察を開始する時点で危険性が指摘されていたにもかかわらず防げなかったのであれば、やはりそれはかなり制度に問題があると思いますし、そうではなくて、危険性を予測できるものではなかったというのであれば、それは仕方のないことなのかもしれません。その辺を少し分析していただきたいと思います。

野沢座長 宿題をいただいたということで、それでは、佐藤委員、いかがでしょうか。

佐藤委員 検討の方向についての意見を中心に申し上げるべきですか。

幾つかあると思うのですが、まず第一に、今日御説明のあった三つの事件、この中に潜んでいる保護観察に絡む制度上の問題点は何か、ないし運用上の問題点が何かということは、これは当然明らかにしなければならぬと思うのですね。それは法務省においても、これから

十分されるだろうと思いますので、それに期待したいと思います。

まだ三回目ですので、はっきり理解し切っているわけではございませんけれども、これまでの保護司のお話、あるいは更生保護施設の皆さんの奮闘、あるいはボランティアの方々の話を伺いますと、更生を図るという仕事は誠に容易なことではない。更生を期待するけれども、更生させ得るという確信を持って取り組むということが出来るほどの状況ではない中で、自らの生活を顧みずに取り組んでいる。その姿に胸を打たれるわけでありませぬけれども、この人たちに求め、期待する制度上の再犯防止というのは、恐らく対象者である人の更生を図ることによって、その者が将来再犯をすることがないであろうという状態を生み出すことによって、再犯を防止する役割を果たしているということにとどまるのではないだろうか。もし今やっておられる更生活動に社会防衛の観点を込めて当たったとするならば、恐らく対象者は感銘を受けないのではないかとということで、この更生保護ということと再犯防止をするという意味における社会防衛ということは、なかなか矛盾する性格をはらんではいないだろうかということを感じつつあります。

もう一つの問題は、先ほどの報告にもございましたけれども、また過去の資料によりますと、保護観察に付されてから5年以内の再入所率が40%弱。満期出所者が60%弱である。これを差があると見るか、ないと見るかはいろいろでしょうけれども、私は非常に高い比率だと思うのです。仮釈放及び保護観察等に関する規則によりますと、仮釈放が許可される条件の一つに、再犯のおそれがないと認められることというのがあって仮釈放されるわけですね。それが保護観察に付される。にもかかわらず40%弱の再入所率があって、これは近年のことではなくて一貫した傾向である。とすると、これをどう考えるかは難しいところですが、再犯の可能性はあるけれども仮釈放にされているか、あるいは現在の制度が再犯を防止し切れない制度であるのか、どちらかだと、こういうことになるのだらうと思いますけれども、先ほど言った更生保護の実情がそのようなことであるとするならば、私は制度上の虚構がこの中にはあるのではないかと思います。

したがって、結果としては、保護観察の制度の中にあらゆることのしわ寄せが押し寄せている。再犯のおそれのないはずの仮釈放者なのに、再犯の可能性のある者が多数保護観察に付されているし、半数を占める保護観察処分の少年もいるし、それから、執行猶予にされて保護観察に付される者もおりますし、そういうもろもろの者が保護観察の世界に押し寄せてきて、そこで再犯防止を図れというのは、実に無理を要求しているのではないかと。だとすると、最初の疑問に戻りますけれども、三事件の原因を突きとめていくことは別途やっていただくとして、果たして現在起きている社会的批判は、保護観察制度に寄せられている批判は、的確な批判と言えるのか。この事件をきっかけとしても、そういう疑問を感じます。

それから、いま一つは、先ほど来皆さんの御意見にあった、過去の事件記録に記されているもの、あるいは判決の中で語られているものをいかに保護観察の中に生かしていくのかというテーマは、私も的確な御疑問だと思うのですけれども、ここは別の視点でとらえると、今の制度が裁判の判決で一件落着という考え方がこびりついているのではないかと。したがって、すべての記録はそれでお蔵入りでもおかしくはないと思われてきたのではないかと。今お話を伺っていて、つくづく感じます。したがって、捜査の過程、あるいは検察官による裁判遂行の過程、そして裁判官が主催をした裁判の過程で明らかになってきたことを、矯正なり保護なりにいかに生かしていくかという観点が欠落していたのではないかと。この記録が大量であ

る、あるいは整理に困難である、あるいは組織が違う等々の問題は理解できますけれども、そもそもの考え方として、そういうことが根本的にあったのが最大の原因ではないかと感じ始めております。そういうような観点からの御議論をしなければ、私は、現在この更生保護に当たっている人たちに申し訳ないなど、つくづく思う次第であります。

瀬川委員 今回の有識者会議の始まりというのは、まさに重大再犯事件にあった。その際に保護観察の機能というのをもっと強めて、スーパービジョンというか、コントロールの面を強めるという発想が最初にあったかもしれないのですけれども、恐らく委員の先生方も同じ感じを持っておられるのではないかと思うのですが、更生保護の関係者に会うと、本当に長い伝統があって、そういう中で日本の社会内処遇というか、更生保護制度が行われているという現実を痛感します。昨日見せていただいた更生保護施設もそうですし、前の保護司さんの話とかもそうですが、こういう善意の人がこういう形で更生保護の仕事に携わっているというのが感銘的でした。

そういう意味で、今回の有識者会議はまだ数回しかなされていませんけれども、やはりスーパービジョンも大事ですが、従来の伝統的な日本の更生保護というか、社会内処遇制度の基本というのはやはり破壊はできないと思います。私もあるところで書いたのですけれども、日本の治安が守られているのは、一つには保護司さんの頑張りだというふうに思っています。警察も大事ですが、保護司さんが日常的に、親身になって対象者のケアをされていることが日本の治安を支えているというふうに考えております。

ただ、犯罪者予防更生法は1949年にできておりますので、既に50数年経過した法律です。社会内処遇と言いながら、実は余り社会に対応していない、本来社会的な背景の変化に対応するべきなのに、これまで余りなされてこなかった。監獄法は100年かかりましたけれども、社会内処遇法制も、私はもうそろそろ再検討する時期に来ているのではないかというふうに考えています。

社会内処遇を取り巻く社会的な環境というのは、犯罪者予防更生法ができた戦後当時とは全然違うと思います。それから、いわゆる「体感治安」という言葉が言われますけれども、そういう治安状況に対する人々の関心というものがある。もう一つは、先ほど強調しましたけれども、やはり犯罪被害者の問題に対する不適切な対応というのは、これはもう望ましくないと考えますので、そういう点から犯罪者予防更生法というのはもう一回見直す必要があるのではないのか。あるいはそのほかの法律、執行猶予者保護観察法もそうですけれども、再検討期に来ているのではないかという感じがいたします。

これらの法律は人々の善意で支えられている法律なのですけれども、機能的に見ると、保護観察の中にどうしても「ほころび」というものが散見される。全部が全部だめだと言っているのではなくて、システムとして保護観察を十分に機能させるためには、改正が必要だし、工夫が必要な部分があるのではないかをまず検討すべきではないかというふうに思います。

刑務所は職員と受刑者との人間関係で治安が守られているところがあるかと思っておりますけれども、やはり更生保護制度も、更生保護に携わっている人々の善意が犯罪者を支えている部分がある。他方、現在の保護観察に、ほころびの部分、十分に機能しない部分がある。つまり、保護観察を拒否したら、それはそれで逃げ切ってしまう部分がある。この点に関する制度改革が必要と考えています。

法律面については以上なのですけれども、それからもう一つ、執務体制の面で、保護司さん

があれだけ言われると思わなかったのですけれども、保護観察官の対応が不十分であることを認めざるを得ない。警察は24時間動いていますけれども、保護観察官は土日働いていないという批判があるわけで、実際に社会内で犯罪者を処遇している点から見れば、やはり土日も開庁してはどうか。保護観察官の負担は増えますので、当然ですけれども、やはり保護観察官の数を増やさないと、全く機能しないという現実があると思われまます。

それから、もう一つ、保護司さんの話を聞き、保護司さんも日ごろ負担に感じておられるなとすごく分かった気がします。保護司さんというのは、地域の名望家の仕事だったみたいに単純に思われていたのですが、最近では社会的な不安感もあるし、被害者という問題もあるし、やはり社会内処遇の環境は変わっていますので、保護司に対する風当たりも強くなっているのもう少し経済的なことも含めて、負担の軽減を我々も真剣に考えなければいけないのではないかという感じがいたしました。

以上です。

野沢座長 時間も来ておりますが、大事な段階に来ていますので、引き続き続けたいと思うのですが、田中委員さん、どうでしょうか。

田中委員 このメンバーの一人に加えていただいたことによって、いろいろな勉強をさせていただいています。

実はここで、瀬川委員が言われたスーパーバイズするというか、それとも自立した人間像を前提として、できるだけ自由なといいますか、人権に配慮した社会をつくる。例えば、そういうふうに対応しますと、同じ構図が、私が今までかかわってきた領域で出ております。医療行為といいましょうか、あるいは薬品開発といいましょうか、人間の健康を予防する上において、薬品開発、治療行為というのはどこまで入り込めるかというところでも大きな問題があります。それから金融でも、一方で金利は自由に決めさせた方がいいという考え方と、それから、貸金業の規制等に関する法律とか利息制限法によって、括弧付きですが、暴利は絶対許さないという考え方と、しかし、そんなことをやれば信用度の低い人に対する実質上の金融は遮断される、それでいいのかという考え方、これは世界的にもありますし、日本でも既に起きているのですが、ここでもやはり同じ問題が出ているのだなというふうに思います。

薬品開発でいうと、今の日本のやり方でやっている、新薬の試験とか、そういうことが非常にやりにくい仕組みになっていますので、最適な治療行為が受けられずに、それはもう福祉の領域だと。寝ついてしまった人がいっぱい出てきて、それを福祉で受ければいいのかという考え方に、結果としてこのままいくことになると思いますけれども、先端医療、あるいは医薬の開発をしている人たちは、もっと自由にいろいろな試験制度が、この国の中で設計できるようにならなければ、こんなにみんなをみんな福祉に送り込んで社会はもつのかと、こう言っているのですが、しかし、個々の事例からいくと、そんな危険な薬は認められないとか、試験することも無理だという社会で、今、そのところの一方で研究の自由というのですか、あるいは自分でリスクを負ってでもそういう薬を手に入れたいという人に対して実施を認めるのか、認めないのかというところで、今出ています。

金融も、もう高金利は全部だめだと。こんなことをやっていたらみんな貸金業者の暴利にやられてしまうと言っている人と、そんな制限をしたら、一度ハンディキャップを負った人は金融を受けることなんか実際できませんよと。リスクは多少あっても、高い金利ならば短期間貸してもらえるとということで生き長らえるといいますが、ある種のオポチュニティーを手ででき

る人も排除するのですかという議論，これもまだ着地できないでいます。

多分ここで今取り上げているテーマも，社会の安全，それから犯罪予防という話と，一方で一人一人の人間が何らかの理由で軌道から外れたときに，もう一遍社会復帰ができるのかどうか。そのときにどういうふうに社会設計したらいいのかという，簡単に解があるとは思いませんけれども，やはり同じような問題がこの領域でもあるのだということが先生方のお話で分かりました。

それから，佐藤委員の言われた話で，過去のデータというのは，未来社会設計のために生かされるべきマテリアルなのだという位置付けを置くというのは，これは私がかかわっているもので言うと，多変量自己回帰モデル，時系列モデルというもののなのですが，過去のデータは未来を予測する上において極めて重要なのですね。それをやはりマテリアルとして，データとして使いこなすということは，未来の予測，社会の安全にとってはもう不可欠ですから，そういう視点からいけば，社会にとっての安全・安心を設計するという大きな目的を前提にすれば，判決で終わりではないというのは正にそのとおりで，それを材料として，もちろん人権の問題がありますから，その人権の問題はもちろんクリアするすべを持った上でですけれども，そのところのすべがあれば，材料として生かしていくのだというのは，全くそのとおりだというふうに思います。

だから，それからいけば，本江委員が言われた，個々にものすごく材料を持ったものを，マテリアルとして生かすための仕組みを考えるとところには来ていない。まだそういうふうには，多分この法務省にかかわる，あるいは警察にかかわる，あるいは裁判所にかかわる材料は，そういう視点から生かそうという形にはなっていないなと思っています。私どものやっているような分野からいくと，統計学者を入れるということは割合簡単なのでというか，仲間に統計学者がいっぱいいるという意味ですけれども，これはやはり統計の問題として統計学者が入れば，大分違う議論をしてくれるだろうと思いますので，私の周辺にいる統計学者の人にも，この問題を社会制御というふうに考えたときに，何が材料として使えるのか，それから，どういう制御形態があり得るのかということについて，統計学的なアプローチというのが，私はあるなというふうに思います。

野沢座長 ありがとうございます。

堀野委員 裁判の中で，今の刑事司法が被告人にとって必ずしも更生司法にはなっていない。更生という観点で司法前提が貫かれているわけではない。同時に被害者との関係で言えば，修復司法という方向にも徹底はしていないということで，再犯という問題について言えば，刑事司法のあり方というのが非常に重要な問題だろうと思うのですが，ここの会議では恐らくそこまで射程距離には入れていないだろうと思います。そして，今日午後からお聞きしていた保護司さんの話の中で，保護観察の限界という言葉も出てまいりました。つまり，社会内処遇について，保護司さんたちがかわり合う期間が，少年の場合は一般的に20歳に達したら終わってしまう。執行猶予だと執行猶予期間が終わってしまえば終わってしまい，あとは野放しになってしまう。どうなっていくのだろう。しかし，その保護観察という社会内処遇の一定の期間が，そういう限界は持っているとしても，私は今の現状が余りにも密ではなく疎であるという感じを持ちました。

一つは保護観察官の体制，保護観察所の体制の恐ろしく貧弱なところ。今日拝見しましたけれども，やはりこの東京都内の保護観察のありようについて，全部十分にカバーできるという，

多分そういう体制ではないだろうと思いますし、そういう点においては、体制の抜本的改革をしつつ、社会内処遇の重要性をもっとアピールしていくべきだろう。私は、社会内処遇については、保護観察付執行猶予者を除きますと、すべての受刑者について社会内処遇の一定の期間を過ごさせるべきだという考え方を持っております。つまり、満期受刑者の問題。先ほど佐藤委員が、満期受刑者と仮釈放者とのパーセンテージを比べられましたけれども、確かに満期受刑者の再入所率が多い。多いと見るのか少ないと見るのか、満期受刑者というのは、要するに再犯のおそれがあるのだから、当然再犯してしかるべきで、100%近くになるのが普通だろうと言われればそれまでなのでしょうけれども、しかし60%というのは、やはり私は多いだろうと思います。要するに、刑務所の中で強制的に拘束されて、そしていきなり社会に出されて、そして放り出された社会の中で適応できずに、しかも自分の内面から変えていく契機もないという中で、再犯で再び刑務所に戻ってくるという、それは容易に想像ができることです。そういう意味では、すべての受刑者が一定の期間、社会内処遇を受けるようなシステムを何らかの工夫でできないだろうか。仮釈放の義務付けなんていうのは、これは刑期制度との間で若干の矛盾があるのかもわかりませんが、社会内処遇をすべての受刑者に義務付けて、そしてその社会内処遇を内容的に密にする。だから、民と官の現在の基本的な図式は、私は非常に日本的であり、また、成功している例を見ますと非常に感動的な制度だろうと肯定的に見ます。それによって一人一人の心の中の前向きなエネルギーというのが生まれてくるような、人と人との信頼関係に基づく社会内処遇というのは、私は更生へのありようとしては非常に正しいやり方で、我が国においてはこの制度を伸ばしていく、充実させていくというのが基本でなければならないのではないだろうかという気がいたしております。

申し上げたいことはいっぱいあるのですけれども、いずれにしても、人が変わるのには、やはり強制的な刑務所から外へ出て変わるといえるのはめったに考えられないことだと。そこで本当に反省して出てくる人もいられるかも知れませんが、やはり非常に辛いだろうなという感じがします。そこはやはりつなげていくという社会内処遇の重要性というものを、今言ったような方向で、もう少し骨太に改革方向を考えた方がいいのではないかというふうに考える次第です。

本江委員 時間がないようですので项目的に申し上げますと、大体今まで意見が出ているので、詳しいことは申し上げませんが、保護観察、あるいは更生保護とは何か。特にもう少し具体的に言うと、刑余者の社会復帰を支援することだけなのか、再犯防止のためにその監視を含めたことが目的とされているのか。これはもう今後のこの議論の根幹にかかわるものであり、また制度設計の根幹にかかわることなので、そこを徹底的に議論をしていただきたいなと思います。そのためには、やはり先進諸外国の制度を一度、もし保護局の方で把握しておられるのなら、多少ともお聞きしたいなと思っております。

それから、もう一つ、議論の中では、僕は最初にちょっと保護司の宮川さんにお聞きしたことがあるのですが、保護司の補充の困難性ということをお聞きしておりますので、保護司を報酬制にすることの可否について真剣に議論していただきたいなと。私自身も大変迷っているところですが。

三番目は、今、地方更生保護委員会というのがあって、仮釈放の審理をやっておりますが、決して高等保護観察所という名称を使わないのですね。地方更生保護委員会は全国に八つしかないのですが、保護観察所との関係はどうなっているのかと。一体どういう組織形態になって

いるのかということ、ちょっとこれも今まで議論が出ていないのですけれども、常々疑問に思っていることですので、議論いただければ有り難いと思います。

以上です。

野沢座長 先生方にはいろいろおっしゃりたいことがあると思いますが、後ほどまた御提案をいただく中に折り込んでいただくことにいたしまして、議論が大詰めに来ておりますが、私からちょっと二、三、議論していただきたいし、答えを出していただきたいと思いますが、当初御依頼のありました中で、仕事があることによって立ち直りが保証される。今日の協力雇用主のお話にもございましたように、これを是非ひとつ御議論の中に据えていただいて、協力雇用主には何らかのインセンティブが与えられるか差し上げられるようにして、これを組織的に増やすということですね。これが一つ。

それからもう一つ、おとといですか、新宿の更生保護施設を拝見したのですが、やはりきれいに建て直された更生保護施設では、掃除をするとか、一緒に議論するとか、食事も立派とか、様々ありまして、立ち直りに極めていい環境が提供されているようにお見受けしました。そこで法務省の資料を伺いますと、相当な量、老朽劣化した更生保護施設があると聞きまして、これをちょっと調べて提出していただいて、古いものはどんどん建て替える。その一つの手法として、PFI等を活用すれば資金的には非常に助かるわけです。これは既に刑務所すら今やっているわけですから、民間でやっておられる更生保護法人のお立場ならば、割と早くいくのではないかと。規模も小さくて済みますね。これが二つ目の課題です。

それからもう一つ、今もお話がありましたように、子供たちに対する立ち直りというか、再犯防止も含めまして、修復的司法ということをお検討いただきたい。私は閣僚のときにニュージーランドの実態を視察に行ったことがあります。もう彼らは非常にはっきりしてしまっていて、再犯率が1割下がっただけで刑務所の数が大分違うというくらい直結しているということをおっしゃいますね。そういう意味で、修復的司法の導入について御検討いただき、必要ならばそれについても取り上げていただいたらどうかと、この三つぐらいがあります。

もう一つあえて申し上げますと、行方不明になっている方がどこにもいるということですから、これを把握し見つけ出すということについては、最近のIT技術の活用等、人権に触れない形でのやり方があるのではないかと。既に旅券に対しては、バイオメトリックスというすばらしい対応の方法が出てきているわけですから、そういったこともあわせて、何らかの形で不明者をとにかく出さない、あるいは出てすぐ分かるというような、少し違った角度から考えてみたらどうかと。

それから、もう一つだけ申し上げますが、私も保護観察官の数、保護司さんの数、あるいは対象とされておりますいわゆる受刑者の皆様とのバランスで、余りにも不足しているのではないかと。この人数の問題と、しかし、人数を増やしてもだめだという意見も伺っておりますので、システムとして、先ほどのお話にもありましたように、せっきくの捜査の調書が判決と同時に眠ってしまうということにならないように、立ち直りの段階までそれが活用できるような仕組み、仕掛けを考えて、それを実行する、ある意味で専門的なチームを作ってみたらどうかということもちょっと考えるのですが、この辺はひとつ今後の議論の中でまた考えさせていただいたらどうかと思っております。

今日はこのほか、実はもう一つ大事な議題がありまして、概算要求の問題のごく要点を、ちょっと先生方に御披露していただいたらと思います。それで今日の予定は大体終わりますので、

お願いいたします。

事務局 保護局総務課長の山田でございます。

お手元に、平成18年度の保護関係の概算要求の概要を配らせていただいております。

増員関係ですけれども、59人ということでございます。この59人の内訳といたしましては、保護観察の充実強化ということで保護観察官の増員を45名、それから、今年の7月から施行されました心神喪失者等医療観察制度の充実ということで、社会復帰調整官という専門職を保護観察所に配置しておりますけれども、それを増配置10名するという。今回の議論でもございました仮釈放審理の充実という課題がございますから、地方更生保護委員会の委員の増員4名ということで、合わせて59名の増員を要求するというようになっております。

予算関係で申しますと、再犯防止緊急対策というのが最重点でございます。柱が四つございます。一つが所在不明調査の強化ということでございまして、現在、警察との連携によります所在調査の充実ということで協議をしておりますけれども、こうした観点から、所在不明者をできるだけ少なくするというための経費。それから、性犯罪者に対する仮釈放審理の充実と、その処遇の強化ということでございまして、こうした観点での経費。それから、座長の方からございました、就労支援対策が重要であるということで、協力雇用主の発掘、協力雇用主に対するインセンティブの強化というような観点からの予算。それから、保護司さんの活動緊急強化というようなことを要求をさせていただいております。

そういうことで、総額でございますけれども、200億をちょっと超えるのが18年度の要求額でございます。対前年度比5億という増要求となっております。

大変簡単でございますけれども、概算要求の概要について御説明させていただきました。

野沢座長 ありがとうございます。

大分時間が超過して恐縮でございましたが、御熱心な御議論をいただきまして、今後の議論を充実させたいと思っておりますが、次回までに先生方から、是非こういうことを議論してはどうだということをペーパーでお出しいただきまして、それを事務局で整理をさせていただいて、次回の9月27日の会議には、その概要をまた御披露し、御議論を続けていただけたらいかかと思っております。

そこで事務局に是非お願いですが、これまで議事概要は大体いただいているのですが、議事録で、確定でなくても結構だと思いますので、一応先生方がこれからペーパーをまとめられるについては、そういった議事録のようなものが手元があれば非常に話をまとめやすいと思いますので、その点はひとつできるだけ急いでやっていただきたいと思います。とりあえずは、もう速記そのものでいいと思いますので。

以上でよろしゅうございましょうか。

大変時間を超過し、また現場見学等の追加、本当に御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

- 了 -